

児 童 手 当

※児童手当の概要です。大切に保管してください。

●児童手当の趣旨

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援する制度です。

1. 支給対象

児童手当は、0歳から高校修了（18歳になった後の最初の3月31日）前の児童を養育している父母等のうち、所得の高い方に支給されます。

2. 支給月額

0歳～3歳未満	（第1子・第2子）	15,000円
	（第3子以降）	30,000円
3歳～高校修了前	（第1子・第2子）	10,000円
	（第3子以降）	30,000円

※所得制限が撤廃となり、所得額にかかわらず、児童手当が支給されます。

3. 支払時期

手当の支給は、年6回（偶数月）です。原則各月10日に振り込みます。

支給月	6月	8月	10月	12月	2月	4月
内訳	4月分	6月分	8月分	10月分	12月分	2月分
	5月分	7月分	9月分	11月分	1月分	3月分

※支給日が土・日・祝日の場合は、その直前の平日に振り込みます。

●寄附について

伊勢崎市に児童手当を寄附したいという方はお問い合わせください。

●はじめに行うこと『認定請求』

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには、子育て支援課または各支所市民サービス課（公務員の場合は勤務先）に「認定請求書」の提出が必要です。認定請求書を提出し、認定を受ければ、児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

なお、出生・転入の場合は、その事実の生じた日の翌日から**15日以内**、また、災害などやむを得ない理由により認定請求ができなかった場合には、そのやむを得ない理由がやんだ後**15日以内**に認定請求すれば、出生・転入の日の属する月の翌月分から支給されます。

【認定請求に必要な添付書類】

- ・来庁者の本人確認書類（運転免許証等）
- ・**請求者**および**配偶者**の個人番号が分かるもの
（マイナンバーカードまたは個人番号が記載された住民票の写し）
- ・**請求者**の振込先金融機関の通帳またはキャッシュカード

その他、必要に応じて提出していただく書類がある場合があります。
（養育している児童と別居している場合など）

●『現況届』 ※令和4年度分より原則提出が不要となりました

毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を継続受給する要件（児童の監督や保護、生計同一）を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出が必要な方には通知を送付しますので、該当する方は提出してください。

お問い合わせ先

伊勢崎市役所子育て支援課	0270-27-2750
赤堀支所市民サービス課	0270-62-9792
あずま支所市民サービス課	0270-62-9909
境支所市民サービス課	0270-74-0368



●届出の内容が変わったとき

※届出が遅れた場合、手当の開始が遅れたり、手当の返還が必要となる場合があります。

1. ★受給者の住所が他の市区町村に変わるとき

受給者の住所が伊勢崎市から他の市区町村に変わる場合には、現在の手当の受給資格が消滅します。転出後の市区町村で手当を受けるためには、転入先の市町村で新たに「認定請求書」の提出が必要になります。

2. ★手当の額が増額されるとき

出生などにより支給対象となる児童が増えたときには、「額改定認定請求書」を提出してください。受給者の保険証の写しの添付が必要です。

3. ★手当の額が減額されるとき

手当の支給対象となっている児童が支給要件に該当しなくなったことなどにより支給対象となる児童が減ったときには、「額改定届」の提出が必要です。

4. ★支給対象となる児童がいなくなったとき

児童を養育しなくなったことなどにより支給対象となる児童がいなくなったときには、「受給事由消滅届」の提出が必要です。

5. ★受給者が公務員になったとき

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されることとなりますので、住所地の市区町村に「受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先に「認定請求書」の提出が必要です。

6. 受給者と児童が別住所になったとき

仕事や就学等の都合で受給者と児童が別住所になった場合は、「変更届」「別居監護申立書」の提出が必要です。児童のマイナンバー確認書類（マイナンバーカードまたは個人番号が記載されている住民票）が必要となります。

7. 受給者や児童が逮捕・拘禁されたとき

受給者の逮捕・拘禁により、児童の養育者が変更となる場合や、児童本人が逮捕・拘禁された場合は、「受給事由消滅届」や「額改定届」の提出が必要です。

8. 婚姻や養子縁組をしたとき

受給者変更の手続きや「変更届」の提出が必要です。手続きが遅れますと手当の返還が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

9. ★受給者が加入する年金制度が変わったとき（児童が3歳未満の場合のみ）

就職や退職等で、受給者が加入する公的年金制度の種別に変更が生じたときは「変更届」の提出が必要です。

例：）就職や転職等で、「国民年金」から「厚生年金（私学共済や公務員等共済含む）」に変わった。あるいはその逆。

10. 市外に住む配偶者または児童の住所が変わったとき

「変更届」および「別居監護申立書（児童の住所変更の場合のみ）」の提出が必要です。

11. 口座名義が変わったときや振込口座を変更したいとき

「金融機関変更届」の提出が必要です。（公金受取口座への振込を希望した方は、手続き不要です）

12. 大学生相当（19歳～22歳）のこどもがいるとき

大学生相当の子を含めるとこどもが3人以上いる場合には「監護相当の確認書」の提出が必要です。こどものマイナンバー確認書類（マイナンバーカードまたは個人番号が記載されている住民票）が必要となります。

●オンライン手続き（ぴったリサービス）について

★マークが付いている児童手当の手続きはマイナンバーカードを用いた手続きが可能です。窓口に来庁することなく、手続きを行うことができます。オンライン手続きには、マイナンバーカード・マイナンバーカードを読み取ることができるPCやスマートフォン等の端末、マイナポータルアカウントが必要になります。

※家庭状況等によっては★マークが付いていても、手続きいただけないことがあります。手続きにより、必要となる書類が異なります。

【マイナポータルの操作方法へはこちらから】

【マイナポータルへはこちらから】

